

宮城県公報

発行 県
宮城県(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火, 金曜日発行)

三 訪問看護					
四 訪問リハビリテーション			五 通所介護		
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名
○四六五五九〇〇八一	スマイルケアステーション 青葉仙台市泉区南中山一丁目三番十一号	株式会社看護総合研究所	○四五五四八〇〇一二	財団法人仙台市医療センター 老人保健施設茂庭台豊齡 木一ム仙台市太白区茂庭台一丁目 六番十号	四月一日
○四七〇一〇一六九〇	仁明会訪問リハビリステーション 石巻市山下町一丁目七番二 四号	医療法人社団仁明会	○四七〇一〇一七〇八	デイサービスセンター 石巻市鮎川浜湊川六十一 石巻市鮎川浜湊川六十一	四月一日
○四七〇五〇〇六一〇	気仙沼市やすらぎデイサービスセンター 気仙沼市松崎柳沢二百十六 番地の十三	社会福祉法人気仙沼市社 会福祉協議会	○四七〇五〇〇六三八	ビスセンターデイサービスセンター 気仙沼市松崎柳沢二百十六 番地の二	四月一日
○四七一三〇一一五〇	デイサービスセンター桂葉 栗原市高清水新桂葉二百七 番二号	社会福祉法人豊明会	四平成二十二年四月一日	四平成二十二年四月一日	四平成二十二年四月一日

○宮城県告示第六百七号
介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

平成二十年五月三十日

宮城県知事 村井嘉浩

○四七一五〇一五四四	白石市福岡藏本字茶園六十番地の二番地の大崎市鳴子温泉末沢西十一	事業所番号	申 請 者 名	指定年月日
○四七〇五〇〇五九六	一景島在宅介護支援センタ	事業者名及所在地	申 請 者 名	指定年月日
○四七〇七〇〇三六〇	気仙沼市潮見町十八番	会社法人氣仙沼市社会福祉協議会	申 請 者 名	指定年月日
○四七〇九〇〇四〇八	名取デイサービスセンター	株式会社ツクイ	申 請 者 名	指定年月日
○四七五四〇一九三一	ふれあい名取市増田八丁目一番五十号	社会福祉法人嶋福祉会	申 請 者 名	指定年月日
○四七五五〇一八一三	多賀城市宋一丁目一番二十号	有限会社朋悠生活研究舎	申 請 者 名	指定年月日
○四七五三〇一四六一	ゆう三神峯介護支援センタ	株式会社an Kindness	申 請 者 名	指定年月日
○四平成二十五年	八仙台市太白区三神峯二丁目五十五号	株式会社白百合企画	申 請 者 名	指定年月日
○一	番二十八号			
○一	番二十九号			
○一	番三十号			
○一	番三十一号			
○一	番三十二号			
○一	番三十三号			
○一	番三十四号			
○一	番三十五号			
○一	番三十六号			
○一	番三十七号			
○一	番三十八号			
○一	番三十九号			
○一	番四十号			
○一	番四十一号			
○一	番四十二号			
○一	番四十三号			
○一	番四十四号			
○一	番四十五号			
○一	番四十六号			
○一	番四十七号			
○一	番四十八号			
○一	番四十九号			
○一	番五十号			
○一	番五十一号			
○一	番五十二号			
○一	番五十三号			
○一	番五十四号			
○一	番五十五号			
○一	番五十六号			
○一	番五十七号			
○一	番五十八号			
○一	番五十九号			
○一	番六十号			
○一	番六十一号			
○一	番六十二号			
○一	番六十三号			
○一	番六十四号			
○一	番六十五号			
○一	番六十六号			
○一	番六十七号			
○一	番六十八号			
○一	番六十九号			
○一	番七十号			
○一	番七十一号			
○一	番七十二号			
○一	番七十三号			
○一	番七十四号			
○一	番七十五号			
○一	番七十六号			
○一	番七十七号			
○一	番七十八号			
○一	番七十九号			
○一	番八十号			
○一	番八十一号			
○一	番八十二号			
○一	番八十三号			
○一	番八十四号			
○一	番八十五号			
○一	番八十六号			
○一	番八十七号			
○一	番八十八号			
○一	番八十九号			
○一	番九十号			
○一	番九十一号			
○一	番九十二号			
○一	番九十三号			
○一	番九十四号			
○一	番九十五号			
○一	番九十六号			
○一	番九十七号			
○一	番九十八号			
○一	番九十九号			
○一	番一百号			
○一	番一百零一号			
○一	番一百零二号			
○一	番一百零三号			
○一	番一百零四号			
○一	番一百零五号			
○一	番一百零六号			
○一	番一百零七号			
○一	番一百零八号			
○一	番一百零九号			
○一	番一百十号			
○一	番一百十一号			
○一	番一百十二号			
○一	番一百十三号			
○一	番一百十四号			
○一	番一百十五号			
○一	番一百十六号			
○一	番一百十七号			
○一	番一百十八号			
○一	番一百十九号			
○一	番一百二十号			
○一	番一百二十一号			
○一	番一百二十二号			
○一	番一百二十三号			
○一	番一百二十四号			
○一	番一百二十五号			
○一	番一百二十六号			
○一	番一百二十七号			
○一	番一百二十八号			
○一	番一百二十九号			
○一	番一百三十号			
○一	番一百三十一号			
○一	番一百三十二号			
○一	番一百三十三号			
○一	番一百三十四号			
○一	番一百三十五号			
○一	番一百三十六号			
○一	番一百三十七号			
○一	番一百三十八号			
○一	番一百三十九号			
○一	番一百四十号			
○一	番一百四十一号			
○一	番一百四十二号			
○一	番一百四十三号			
○一	番一百四十四号			
○一	番一百四十五号			
○一	番一百四十六号			
○一	番一百四十七号			
○一	番一百四十八号			
○一	番一百四十九号			
○一	番一百五十号			
○一	番一百五十一号			
○一	番一百五十二号			
○一	番一百五十三号			
○一	番一百五十四号			
○一	番一百五十五号			
○一	番一百五十六号			
○一	番一百五十七号			
○一	番一百五十八号			
○一	番一百五十九号			
○一	番一百六十号			
○一	番一百六十一号			
○一	番一百六十二号			
○一	番一百六十三号			
○一	番一百六十四号			
○一	番一百六十五号			
○一	番一百六十六号			
○一	番一百六十七号			
○一	番一百六十八号			
○一	番一百六十九号			
○一	番一百七十号			
○一	番一百七十一号			
○一	番一百七十二号			
○一	番一百七十三号			
○一	番一百七十四号			
○一	番一百七十五号			
○一	番一百七十六号			
○一	番一百七十七号			
○一	番一百七十八号			
○一	番一百七十九号			
○一	番一百八十号			
○一	番一百八十一号			
○一	番一百八十二号			
○一	番一百八十三号			
○一	番一百八十四号			
○一	番一百八十五号			
○一	番一百八十六号			
○一	番一百八十七号			
○一	番一百八十八号			
○一	番一百八十九号			
○一	番一百九十号			
○一	番一百九十一号			
○一	番一百九十二号			
○一	番一百九十三号			
○一	番一百九十四号			
○一	番一百九十五号			
○一	番一百九十六号			
○一	番一百九十七号			
○一	番一百九十八号			
○一	番一百九十九号			
○一	番一百二十号			
○一	番一百二十一号			
○一	番一百二十二号			
○一	番一百二十三号			
○一	番一百二十四号			
○一	番一百二十五号			
○一	番一百二十六号			
○一	番一百二十七号			
○一	番一百二十八号			
○一	番一百二十九号			
○一	番一百三十号			
○一	番一百三十一号			
○一	番一百三十二号			
○一	番一百三十三号			
○一	番一百三十四号			
○一	番一百三十五号			
○一	番一百三十六号			
○一	番一百三十七号			
○一	番一百三十八号			
○一	番一百三十九号			
○一	番一百四十号			
○一	番一百四十一号			
○一	番一百四十二号			
○一	番一百四十三号			
○一	番一百四十四号			
○一	番一百四十五号			
○一	番一百四十六号			
○一	番一百四十七号			
○一	番一百四十八号			
○一	番一百四十九号			
○一	番一百五十号			
○一	番一百五十一号			
○一	番一百五十二号			
○一	番一百五十三号			
○一	番一百五十四号			
○一	番一百五十五号			
○一	番一百五十六号			
○一	番一百五十七号			
○一	番一百五十八号			
○一	番一百五十九号			
○一	番一百六十号			
○一	番一百六十一号			
○一	番一百六十二号			
○一	番一百六十三号			
○一	番一百六十四号			
○一	番一百六十五号			
○一	番一百六十六号			
○一	番一百六十七号			
○一	番一百六十八号			
○一	番一百六十九号			
○一	番一百七十号			
○一	番一百七十一号			
○一	番一百七十二号			
○一	番一百七十三号			
○一	番一百七十四号			
○一	番一百七十五号			
○一	番一百七十六号			
○一	番一百七十七号			
○一	番一百七十八号			
○一	番一百七十九号			
○一	番一百八十号			
○一	番一百八十一号			
○一	番一百八十二号			
○一	番一百八十三号			
○一	番一百八十四号			
○一	番一百八十五号			
○一	番一百八十六号			
○一	番一百八十七号			
○一	番一百八十八号			
○一	番一百八十九号			
○一	番一百九十号			
○一	番一百九十一号			
○一	番一百九十二号			
○一	番一百九十三号			
○一	番一百九十四号			
○一	番一百九十五号			
○一	番一百九十六号			
○一	番一百九十七号			
○一	番一百九十八号			
○一	番一百九十九号			
○一	番一百二十号			
○一	番一百二十一号			
○一	番一百二十二号			
○一	番一百二十三号			
○一	番一百二十四号			
○一	番一百二十五号			
○一	番一百二十六号			
○一	番一百二十七号			
○一	番一百二十八号			
○一	番一百二十九号			
○一	番一百三十号			
○一	番一百三十一号			
○一	番一百三十二号			
○一	番一百三十三号			
○一	番一百三十四号			
○一	番一百三十五号			
○一	番一百三十六号			
○一	番一百三十七号			
○一	番一百三十八号			
○一	番一百三十九号			
○一	番一百四十号			
○一	番一百四十一号			
○一	番一百四十二号			
○一	番一百四十三号			
○一	番一百四十四号			
○一	番一百四十五号			
○一	番一百四十六号			
○一	番一百四十七号			
○一	番一百四十八号			
○一	番一百四十九号			
○一	番一百五十号			
○一	番一百五十一号			
○一	番一百五十二号			
○一	番一百五十三号			
○一	番一百五十四号			
○一	番一百五十五号			
○一	番一百五十六号			
○一	番一百五十七号			
○一	番一百五十八号			
○一	番一百五十九号			
○一	番一百六十号			
○一	番一百六十一号			
○一	番一百六十二号			
○一	番一百六十三号			
○一	番一百六十四号			
○一	番一百六十五号			
○一	番一百六十六号			
○一	番一百六十七号			
○一	番一百六十八号			
○一	番一百六十九号			
○一	番一百七十号			
○一	番一百七十一号			
○一	番一百七十二号			
○一	番一百七十三号			
○一	番一百七十四号			</

四 介護予防訪問リハビリテーション		○四六五五九〇〇八一	
介護保険事業所番号		スマイルケアステーション 青葉仙台市泉区南中山一丁目三 十番十一号	
○四五五四八〇〇一二	○四五五四八〇〇一二	財団法人仙台市医療センター 「老人保健施設茂庭台豊齢タ ホーム」 仙台市太白区茂庭台一丁目 十六番十号	平成二十年 四月一日
○四七〇一〇一六九〇	○四七〇一〇一六九〇	仁明会訪問リハビリスト ーション 石巻市山下町一丁目七番二 四号	平成二十年 四月一日
○四七〇一〇一七〇八	○四七〇一〇一七〇八	医療法人社団仁明会 タ	平成二十年 四月一日
○四七〇五〇〇六一〇	○四七〇五〇〇六一〇	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
○四七〇五〇〇六三八	○四七〇五〇〇六三八	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
○四七一三〇一一五〇	○四七一三〇一一五〇	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
○四七五三〇一二一四	○四七五三〇一二一四	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
○四七五三〇一四五三	○四七五三〇一四五三	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
○四七五五〇一八〇五	○四七五五〇一八〇五	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
「デイユースセンターフロ イデイユスセンターフロ	株式会社ニコーズ	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
仙台市若林区連坊小路百三 五番地レインボウハウス	株式会社ソシエニード	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
カイドウ市若林区連坊小路 三番地二号	株式会社ウインズ	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
連坊小路デイサービス・ス ペル	社会福祉法人豊明会	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
仙台市若林区遠見塚三丁目 四番十二号	社会福祉法人気仙沼市社 会	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
十番地の十三	社会福祉法人気仙沼市社 会	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
石巻市鮎川浜湊川六十一 番地の十三	社会福祉法人気仙沼市社 会	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
石巻市鮎川浜湊川六十一 番地の十三	社会福祉法人気仙沼市社 会	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
タマシナスセントラ 二号	社会福祉法人気仙沼市社 会	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
二号	社会福祉法人気仙沼市社 会	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
十栗原市高清水新桂葉二百七 番二号	社会福祉法人気仙沼市社 会	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
十仙台市若林区遠見塚三丁目 四番十二号	社会福祉法人気仙沼市社 会	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
連坊小路デイサービス・ス ペル	社会福祉法人気仙沼市社 会	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名
四月一日	四月一日	四月一日	四月一日

○宮城県告示第六百九号
介護保険法（平成九年
次のとおり変更した旨届

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年五月三十日

一 訪問介護

宮城県知事 村井嘉浩

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日
		○四七五四〇一九八四	○四七五四〇一九八四	セントケア八木山	セントケア八木山	○四七五四〇一八五七			
パ福祉会法人にし法人シヨンヘルぶ ラスティシヨンヘルぶ	社会福祉法人のお家 シヨンヘルバーホーム	セントケア仙塩	セントケア仙塩	仙台市太白区八木山本 番五号平地貸店舗	仙台市太白区惠和町二 番五号平地貸店舗	仙台市太白区八木山本 番五号平地貸店舗	仙台市太白区八木山本 番五号平地貸店舗	仙台市太白区八木山本 番五号平地貸店舗	平成二十一年三月一日
丁仙台市太白区西多賀三 丁目一番一号	番二号	仙台市太白区大崎町三 番三号	仙台市宮城野区出花一 丁目九番三号	仙台市宮城野区福田町 三丁目七番一号コート サンライズ一階	仙台市宮城野区福田町 三丁目七番一号コート サンライズ一階	仙台市宮城野区福田町 三丁目七番一号コート サンライズ一階	仙台市宮城野区福田町 三丁目七番一号コート サンライズ一階	仙台市宮城野区福田町 三丁目七番一号コート サンライズ一階	平成二十一年四月一日
		四平成二十年四月一日		四平成二十年四月一日					

○宮城県告示第六百十号

○宮城県告示第六百十号

次の二編の機出

平成二十年五月三十日

宮城県知事 村井嘉浩

变更前

名取市上余田字西田十九番三号

四 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
○四七五三〇〇八八五	仙台市若林区木ノ下四丁目 デイセンターゆつゆつ サハ番市若林区木ノ下四丁目	特定非営利活動法人ゆう 彩友会	平成二十年二月二十九日
○四七五五〇一二九一	和風園ひだまり 番仙台市泉区南中山三丁目九 番一号	ゆう	
○四七二七〇〇六一六	和風園のどか 黒川郡富谷町日吉台二丁目 六番七号	福祉協議会宮城県社会	福祉協議会宮城県社会
三平成二十一年三月三十日	三平成二十一年三月三十日	三平成二十一年三月三十日	三平成二十一年三月三十日

一 介護予防訪問介護

宮城県知事 村井嘉浩

業者から次のとおり廃止した旨届出があつた。
平成二十年五月三十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 介護予防訪問介護

○四七五四〇一八五七	セントケア八木山	事業者の名称	事業者の所在地
○四七五一〇一九八四	セントケア仙塩	事業者の名称	事業者の所在地

○四七五四〇一六四四	セントケア仙塩	事業者の名称	事業者の所在地
○四七五一〇一九八四	セントケア仙塩	事業者の名称	事業者の所在地

二 介護予防訪問看護

○四七五四〇一六四四	セントケア仙塩	事業者の名称	事業者の所在地
○四七五一〇一九八四	セントケア仙塩	事業者の名称	事業者の所在地

三 介護予防通所介護

○四六五一九〇一四八	セントケア仙塩	事業者の名称	事業者の所在地
○四六五一九〇一四八	セントケア仙塩	事業者の名称	事業者の所在地

○四七〇七〇〇三三九	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日
○四七〇七〇〇三三九	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日

○宮城県告示第六百十四号
介護保険法(平成九年法律第二百二十二号) 第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事

一 介護予防訪問介護

宮城県知事 村井嘉浩

一 介護予防訪問介護

○四七一三〇〇一四五	愛光園ホームヘルプサービ	事業者の名称及び所在地	申請者名
○四七一三〇〇一四五	栗原市栗駒岩ヶ崎三島二百五十五	事業者の名称及び所在地	申請者名

○四七五〇一一九一	和風園ひだまり	事業者の名称及び所在地	申請者名
○四七五〇一一九一	番仙台市泉区南中山三丁目九番一号	事業者の名称及び所在地	申請者名

○四七三一〇〇六一八	ひばり園	事業者の名称及び所在地	申請者名
○四七三一〇〇六一八	遠田郡美里町駅東二丁目十番地三	事業者の名称及び所在地	申請者名

○四七〇七〇〇四二八	シルバーレンタルサービス	事業者の名称及び所在地	申請者名
○四七〇七〇〇四二八	仙台名取市大手町六丁目三番一	事業者の名称及び所在地	申請者名

○四七〇七〇〇四二八	株式会社サンメディック	社会福祉法人ごた福祉	社会福祉協議会
○四七〇七〇〇四二八	株式会社サンメディック	社会福祉法人ごた福祉	社会福祉協議会

○四七〇七〇〇四二八	シルバーレンタルサービス	社会福祉法人ごた福祉	社会福祉協議会
○四七〇七〇〇四二八	仙台名取市大手町六丁目三番一	社会福祉法人ごた福祉	社会福祉協議会

○宮城県告示第六百十四号
介護保険法(平成九年法律第二百二十二号) 第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事

○宮城県告示第六百五十五号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年五月三十日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サーの種類	設置者名	指定年月日
○四一五五〇〇五一	仙台市泉区泉ヶ丘五丁目十六番十七号	行動援護	んじの羽 合同会社あれんじの羽	平成二十一年六月一日

○宮城県告示第六百六十六号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
米泉	経営体育成基盤整備事業	平成十八年三月二十八日
宮崎東部	経営体育成基盤整備事業	平成十八年六月六日
菜切谷	ため池等整備事業	平成二十年一月十五日
志田	経営体育成基盤整備事業	平成十八年十二月二十八日

○宮城県告示第六百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定により、定置漁業権及び区画漁業権の内容たるべき事項、免許予定期、申請期間並びに地元地区を次のとおり定めた。

平成二十年五月三十日

松下電工エイジフリー介護 チエーン仙台東 仙台市若林区木ノ下一丁目 二十五番二十二号	株式会社エントラツ	平成二十一年三月三十日
---	-----------	-------------

○宮城県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類	県道
二 路線名	築館登米線
三 道路の区域	

変更の区間		前変更の敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
C	B	A	C	B	A	
			登米市迫町新田字東坂戸一〇六番一地 先から 同市同町新田字下蒲五九番一地先まで	一九・〇 一一・〇 一二・四・〇 一〇・七・〇	一、四八〇・〇 一、五八〇・〇 一、四八〇・〇 六四〇・〇	上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地に区 分をいう。
			一六・〇 一二・四・〇 一、四八〇・〇	一九・〇 一一・〇 一、五八〇・〇		

○宮城県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十年五月三十日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館登米線	
	登米市同町新田字前沼二八番一九地先から 同市同町新田字下蒲五九番一地先まで	平成二十年 五月三十日 午前九時
	登米市迫町新田字東坂戸一〇六番一地先から 同市同町新田字下蒲五九番一地先まで	

○宮城県告示第六百一二十号
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の第一項の規定により、御崎港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成二十年五月三十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 指定年月日
平成二十年五月三十日

二 指定する区域

1 地域の表示

基点一から基点六まで順次に結んだ線、基点一と基点七を結んだ線及び基点六から水際線に沿つて基点七を結んだ線により囲まれた区域

2 基点の表示

基準点 気仙沼市唐桑町字崎浜九十八番一地内の点（北緯三八度五一分四五秒三五〇七七、東経一四一度三九分五九秒五九一八五）

- 基点一 基準点から一九〇度〇九分〇三秒一五・五八メートルの地点
- 基点二 基点一から三三六度三三分五九秒一四・八五メートルの地点
- 基点三 基点二から二二〇度五一分四九秒一三・九〇メートルの地点
- 基点四 基点三から一八九度一〇分二九秒三五・五七メートルの地点
- 基点五 基点四から一四八度四六分四八秒一三・〇九メートルの地点
- 基点六 基点五から一六九度五三分一六秒一九・四三メートルの地点
- 基点七 基点一から一四〇度〇三分三五秒一六・九一メートルの地点

○宮城県告示第六百一十一号

町町（第一十一条第一項において準用する同法第二十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。）

平成二十年五月三十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類
村田都市計画用途地域

二 繼覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百一十一号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年五月三十日

宮城県知事 村井嘉浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第二百九十四号）の一部を次のように改正する。
別表第四株式会社りそな銀行の項の次に次のように加える。

株式会社青森銀行 青森市橋本一丁目九番三〇号

附 則

この告示は、平成二十年六月一日から施行する。

○宮城県告示第六百一十三号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第二百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売捌代金の徴収事務を平成二十年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十年五月三十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

- 仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社
- 加美郡色麻町四釜字桜木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

村田町から村田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百九号）

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日まで
○富城県告示第六百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月三十日

一 委託の相手方
仙台市青葉区上杉一丁目一番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
加美郡色麻町四釜字松木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日まで

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次とのとおり一般競争入札に付す。
平成二十年五月三十日

公 告

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 公立大学法人宮城大学新財務会計システム（仮称）企画・開発業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成二十一年三月三十日

4 履行場所 宮城大学構内ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十二条第一項又は第二項の規定による再生手続開始ををしていない者であること。

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合においては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るもの）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合は、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 公告の日から開札の日までの間に宮城県において指名停止の措置を受けていない者であることを。
- 7 次に掲げるいずれかの試験又は当該試験と同等と認められる資格試験の合格者又は同等の資格保有者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。
 - (一) 情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年通商産業省令第四十七号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げるアブリケーションエンジニア試験
 - (二) 省令の表の上欄に掲げるテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験
- 8 過去三年以内に公立大学法人の財務会計システム開発に係る委託契約（請負額二千万円以上に限る。）を二以上締結した実績を有すること。
- 9 業務を共同して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあつては、次のいずれにも該当すること。
 - (一) 全ての構成員が2に該当し、かつ、1及び3から6までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが7及び8の要件を満たしていること。
 - (二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。
- 10 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者は入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一號 電話〇二二・二一一一・二二二二二二二二）へ平成二十一年六月十九日（木）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一號

2	入札説明書の交付期限	宮城県総務部県立大学室 管理班（電話〇111-111-1111回六七）
3	一般競争入札参加資格審査	平成二十年六月十八日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年六月十六日（木）までとて必着の上。
4	入札書の提出期限	入札を希望する者は、入札説明書に定めるところに記載した類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けねばならない。
5	開札の日時及び場所	（一） 日時 平成二十一年七月九日（水）午後五時まで （二） 場所 一社回転。
6	最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無	（三） 郵送による場合は、（一）の日時までに配達証明付書類郵便にて到達する。ただし、入札書を持参する場合は、（一）の日時までに開札執行の場所及び日時まである。
7	契約書作成の要約 要	（四） 入札に参加するには、（一）の日時までに開札午後一時四十分
8	申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担しない。	（五） 場所 宮城県仙台市青葉区本町二丁目八番一郎 宮城県行政庁舎十八階一八〇一会議室
9	詳細は入札説明書による。	（六） 入札に参加するには、（一）の日時までに開札午後一時四十分

- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無
- 7 契約書作成の要約 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担しない。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Item(s)/Service (s) to be Procured : New accounting system and maintenance and operation of accounting system for Miyagi University, (1 Set)

- 2 Place of Delivery: Miyagi University offices and other locations

- 3 Deadline for Bid : Wednesday, July, 9, 2008 5 : 00 p.m.

- 4 Contact Information : Prefectural University Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2467

- 5 Language and Current Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第二十号）第十九条第一項の規定による。
（一）該区域（平成二十一年五月三十日）に係る開発行為は、平成二十一年五月三十日を以て終了した。

平成二十一年五月三十日

宮城県知事 村井嘉矩

一 一に記載した開発区域（一区）に付された
地域の名称
　　川崎町

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名（印称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第二十号）第十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（一区）に係る開発行為は、平成二十一年五月三十日を以て終了した。

平成二十一年五月三十日

宮城県知事 村井嘉矩

一 一に記載した開発区域（一区）に付された
地域の名称
　　十六番一及び千六十一番一

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名（印称）
　　仙台市宮城野区小田原金剛院丁七十八番地二
太陽地所株式会社

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。
- 3 入札の無効 本公司に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の四分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免稅業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載する。
- 5 落札者の決定方法 本公司に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた入札者を落札者とする。

公 体 権 命 行

○宮城県公安委員会告示第90号
警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成20年5月30日

宮城県公安委員会

委員長 藤 三郎助

1 検定に係る警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盜難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

2 実施期日

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級

平成20年8月28日(木)午前9時から午後5時00分まで

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級

平成20年8月29日(金)午前9時から午後5時00分まで

3 実施場所

仙台市泉区高森2丁目1番地の39
仙台地域職業訓練センター

4 受検定員

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級 30人

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級 30人

5 受検対象者

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級

宮城県内に住所地を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定(核燃料物質等危険物運搬警備業務に係るものに限る。以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めるもの
(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級

宮城県内に住所地を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

は実技試験の前にを行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験は行わない。)

6 検定内容

核燃料物質等危険物運搬警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験(学科試験

は実技試験の前にを行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験は行わない。)

7 受検申請手続

(1) 検定申請の受付期間

核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級、2級とも平成20年7月9日(水)から同月23日(水)まで(土・日曜日・祝日を除く。)の10日間(毎日午前9時から午後5時00分まで)。ただし、先着順に受け付け、受検定員に達した場合は、受付期間内であつても締め切る。

(2) 申請書の提出先

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出は受け付けない。

ア 宮城県内に住所地を有する者

イ 宮城県内に住所地を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

ウ 宮城県内に住所地を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

ウ 宮城県内に住所地を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

ウ 宮城県内に住所地を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

(3) 提出書類

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通

(イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、宮城県内の住所地を説明する書面 1通

(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、当該営業所に属することを説明する書面 1通

(エ) 前記5-(1)-アに該当する者にあつては、核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を説明した上で、

前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通	川母「六のーメセヘのニヤベタ上船アハヌレ」又「六のーメセヘのニヤベタ上船アハヌレ。だいたい、船頭がた漁業課船のため必勝があれども船もた雲く上り船頭の叔家ヒツカリジタ船ね。」上船も。
(オ) 前記5-(1)-イに該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書 1通	
(ホ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉	
イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通 (イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあっては、宮城県内の住所地を説明する書面 1通 (ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあっては、当該営業所に属することを説明する書面 1通 (エ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉	
(4) 受検手数料	
公安部委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第66の項に基づき、	
ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 16,000円	
イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 16,000円	
の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。 なお、既納の受検手数料は、還付しない。	
8 検定の実施に關し必要な事項	
検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。	
9 その他	
検定に關する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184)	
□宮城県警察本部	
○御崎沖区漁業課翻訳官印(長嶽)印 廿伍 十卅御崎沖区漁業課翻訳官印(長嶽)印 (右ノ丸印捺印) 〇 船舶登録簿の登録 廿伍 十卅御崎沖区漁業課翻訳官印(長嶽)印(右ノ丸印捺印) 〇 船舶登録簿の登録	